

# つがる西北五広域連合病院事業出納取扱金融機関の指定

令和 2 年 10 月 1 日  
告 示 第 5 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書の規定に基づき、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

なお、平成 24 年つがる西北五広域連合病院事業告示第 1 号は、廃止する。

## 記

出納取扱金融機関 株式会社みちのく銀行五所川原支店、金木支店、鱒ヶ沢支店、木造支店、鶴田支店

指 定 年 月 日 平成 24 年 4 月 1 日